

山梨県警察と一般社団法人山梨県歯科医師会との包括連携協定書

山梨県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県歯科医師会（以下「乙」という。）は、地域社会の安全・安心・健康に関する連携について、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進することにより、安全・安心・健康な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）各種活動の広報啓発に関すること。
- （2）犯罪の防止に関すること。
- （3）事件事故及び災害発生時の協力に関すること。
- （4）交通安全に関すること。
- （5）心身の健康・認知症予防につながる歯科保健の推進に関すること。
- （6）その他、安全・安心・健康な地域社会の実現に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（運用上の配慮事項）

第3条 本協定の運用に当たり、甲及び乙は、次の各号に定める事項に配慮するものとする。

- （1）本協定の目的達成のため、平素から情報交換を行うなど緊密な連携を図ること。
- （2）本協定は、相互に任意協力の下に実施するものであり、甲は乙に対し、乙は甲に対し、それぞれ特別な権利又は義務を生じさせるものではないこと。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から何ら意思表示がなされないときは、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第7条 本協定の施行前に甲と乙が締結した昭和62年2月15日付け「大規模事件事故等発生時における多数死体の身元確認、及び身元不明死体の身元確認作業に関する覚書」、平成20年4月24日付け「児童虐待防止に関する覚書」及び平成23年8月4日付け「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」は、本協定の施行に伴い廃止し、それぞれその内容を変更することなく、本協定第2条第1項に規定する連携・協力事項の具体的取組として実施するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月5日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県警察本部長

原 幸太郎



乙 山梨県甲府市大手1丁目4番1号
一般社団法人山梨県歯科医師会会長

三森 幹夫

